

いしかわ小売業^{プラス}+Safe 協議会設置要綱（令和6年7月一部改正）

目的

小売業では、行動災害（主に転倒災害及び腰痛災害）が増加傾向にあるため、その防止対策を進めるにあたり、小売業の多店舗展開企業を展開する法人（以下「多店舗展開企業等」という。）を対象に、その本社等主導による自主的な安全衛生管理を促進するため、石川県での波及効果が期待されるリーディングカンパニー、地方公共団体、関係団体等を構成員とする「いしかわ小売業+Safe 協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、構成員による連携した取組を展開し、構成員の安全衛生管理の好事例を管内事業場へ水平展開を行うこと等により、石川県内全体の安全衛生に対する機運醸成を図る。

設置、運営、協議内容

1 設置は令和4年8月。

設置後は年間2回程度の開催を予定（8月、2月）

2 構成員 事務局を除き9名

- ① 多店舗展開企業（食品スーパー業界） 4
- ② 石川県労働企画課 1
- ③ 石川県労働基準協会連合会 1
- ④ 石川産業保健総合支援センター 1
- ⑤ 石川県商工会議所連合会 1
- ⑥ 全国健康保険協会石川支部 1
- ⑦ 石川労働局（事務局） 2

※①の企業については、育成支援を経て構成員が増えていくこととする。

3 協議内容

- ① 石川県内の小売業における労働災害発生状況及び健康管理実施状況の共有
・協議会での共有 ・定期的な共有（メール等による）
- ② 行動災害を含む労働災害防止に向けた取組の検討
・取組目標の設定 ・行動災害の予防に係る啓発資料等の作成 など
- ③ 構成員の取組の情報共有による取組水準向上の検討
・新規取組については、その都度メール等による情報共有
（実施する構成員の承諾を得て実施）
- ④ 行動災害防止対策や健康づくりなどの専門家による研修の企画、実施
- ⑤ 構成員相互間での現場視察、パトロール等の実施
- ⑥ 安全衛生活動の優良な取組事例を募集し表彰を行う+Safe アワードへの応募事項の検討と実施（協議会としての取組が対象）

4 協議会の取組等の広報活動

協議会設置時、協議会開催時に石川労働局ホームページに議事録等を掲載するとともに、重要な取組内容については必要に応じてプレスリリースを行う。